

学童保育（放課後児童健全育成事業）2026年度補助単価（2026年4月9日現在）

職員配置		区分他		補助単価他
常勤職員2名以上配置した場合	放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を2名以上配置した場合 ※研修修了予定者についても、要件を満たす者は常勤職員に含める	1	1～19人	5,107,000円（2025年度4,615,000円）－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×28,000円（2025年度30,000円）／年額
		2	20～35人	7,495,000円（2025年度6,939,000円）－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×26,000円（2025年度27,000円）／年額
		3	36～45人	7,495,000円（2025年度6,939,000円）／年額
		4	46～70人	7,495,000円（2025年度6,939,000円）－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×96,000円（2025年度85,000円）／年額
		5	71人以上	4,997,000円（2025年度4,740,000円）／年額
		6	開所日数加算額	1支援の単位 （年間開所日数－250日）×31,000円（2025年度28,000円）＜1日8時間以上開所の場合＞／年額
		7	長期休暇支援加算額	長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （要件に該当する開所日数）×31,000円（2025年度28,000円）／1日 加算
		8	長時間開所加算	平日 「18時半を超えて開所する場合」の年間平均時間数×804,000円（2025年度720,000円）
		9	長時間開所加算	長期休暇等分 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×362,000円（2025年度324,000円）
		10	20人以上	5,229,000円（2025年度4,802,000円）／年額
		11	1～19人	3,704,000円（2025年度3,327,000円）／年額
		12	特別分（年間開所日数200～249日）	長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （要件に該当する開所日数）×31,000円（2025年度28,000円）／1日 加算
		13	長時間開所加算額	平日「18時半を超える時間」の年間平均時間数×804,000円（2025年度720,000円）
基準どおり放課後児童支援員、補助員を配置した場合、条例記述：放課後児童支援員等1名配置とした場合の利用児童の安全確保方策の規定必要（児童数20人未満になる時間帯及び曜日のみ放課後児童支援員等1名配置、補助員のみ配置としている場合も）		1-2	1～19人	3,028,000円（2025年度2,794,000円）－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×28,000円（2025年度30,000円）／年額
		2-2	20～35人	5,416,000円（2025年度5,117,000円）－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×26,000円（2025年度27,000円）／年額
		3-2	36～45人	5,416,000円（2025年度5,117,000円）／年額
		4-2	46～70人	5,416,000円（2025年度5,117,000円）－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×96,000円（2025年度85,000円）／年額
		5-2	71人以上	2,917,000円／年額
		6-2	開所日数加算額	1支援の単位 （年間開所日数－250日）×23,000円（2025年度21,000円）＜1日8時間以上開所の場合＞／年額
		7-2	長期休暇支援加算額	長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （要件に該当する開所日数）×23,000円（2025年度21,000円）／1日 加算
		8-2	長時間開所加算	平日 「18時半を超えて開所する場合」の年間平均時間数×495,000円（2025年度449,000円）
		9-2	長時間開所加算	長期休暇等分 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×223,000円（2025年度202,000円）
		10-2	20人以上	3,580,000円／年額（2025年度3,356,000円）
		11-2	1～19人	2,054,000円／年額（2025年度1,881,000円）
		12-2	特別分（年間開所日数200～249日）	長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （要件に該当する開所日数）×23,000円（2025年度21,000円）／1日 加算
		13-2	長時間開所加算額	平日「18時半を超えて開所する場合」の年間平均時間数×495,000円（2025年度449,000円）
児童数が20人未満になる時間帯及び曜日にかかわらず、放課後児童支援員を1名配置、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に限り、補助員1名配置とする。		1-3	1～19人	2,734,000円（2025年度2,629,000円）－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×28,000円（2025年度29,000円）／年額
		2-3	20～35人	4,564,000円（2025年度4,301,000円）－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×25,000円（2025年度27,000円）／年額
		3-3	36～45人	4,564,000円（2025年度4,301,000円）／年額
		4-3	46～70人	4,564,000円（2025年度4,301,000円）－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×81,000円（2025年度71,000円）／年額
		5-3	71人以上	2,464,000円／年額
		6-3	開所日数加算額	1支援の単位 （年間開所日数－250日）×19,000円（2025年度17,000円）＜1日8時間以上開所の場合＞／年額
		7-3	長期休暇支援加算額	長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （要件に該当する開所日数）×19,000円（2025年度17,000円）／1日 加算
		8-3	長時間開所加算	平日 「18時半を超える時間」の年間平均時間数×336,000円（2025年度298,000円）
		9-3	長時間開所加算	長期休暇等分 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×152,000円（2025年度134,000円）
		10-3	20人以上	2,865,000円（2025年度2,658,000円）／年額
		11-3	1～19人	1,971,000円（2025年度1,782,000円）／年額
		12-3	特別分（年間開所日数200～249日）	長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （要件に該当する開所日数）×19,000円（2025年度17,000円）／1日 加算
		13-3	長時間開所加算額	平日「18時半を超える時間」の年間平均時間数×336,000円（2025年度298,000円）
条例記述：放課後児童支援員等1名配置とした場合の利用児童の安全確保方策の規定必要（児童数20人未満になる時間帯及び曜日のみ放課後児童支援員等1名配置としている場合も）		1-4	1～19人	2,027,000円（2025年度1,993,000円）－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×30,000円（2025年度32,000円）／年額
		2-4	20～35人	4,746,000円（2025年度4,623,000円）－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×27,000円（2025年度29,000円）／年額
		3-4	36～45人	4,746,000円（2025年度4,623,000円）／年額
		4-4	46～70人	4,746,000円（2025年度4,623,000円）－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×84,000円（2025年度79,000円）／年額
		5-4	71人以上	2,565,000円／年額
		6-4	開所日数加算額	1支援の単位 （年間開所日数－250日）×21,000円（2025年度20,000円）＜1日8時間以上開所の場合＞／年額
		7-4	長期休暇支援加算額	長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （要件に該当する開所日数）×21,000円（2025年度20,000円）／1日 加算
		8-4	長時間開所加算	平日 「18時半を超える時間」の年間平均時間数×394,000円（2025年度376,000円）
		9-4	長時間開所加算	長期休暇等分 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×178,000円（2025年度169,000円）
		10-4	20人以上	2,899,000円（2025年度2,825,000円）／年額
		11-4	1～19人	1,159,000円（2025年度1,152,000円）／年額
		12-4	特別分（年間開所日数200～249日）	長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （要件に該当する開所日数）×21,000円（2025年度20,000円）／1日 加算
		13-4	長時間開所加算額	平日「18時半を超える時間」の年間平均時間数×394,000円（2025年度376,000円）
児童数が20人未満になる時間帯及び曜日にかかわらず、補助員を1名配置とする。		1-5	1～19人	1,868,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×30,000円（2025年度30,000円）／年額
		2-5	20～35人	3,757,000円（2025年度3,681,000円）－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×27,000円（2025年度28,000円）／年額
		3-5	36～45人	3,757,000円（2025年度3,681,000円）／年額
		4-5	46～70人	3,757,000円（2025年度3,681,000円）－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×65,000円（2025年度62,000円）／年額
		5-5	71人以上	2,056,000円／年額
		6-5	開所日数加算額	1支援の単位 （年間開所日数－250日）×17,000円（2025年度16,000円）＜1日8時間以上開所の場合＞／年額
		7-5	長期休暇支援加算額	長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （要件に該当する開所日数）×17,000円（2025年度16,000円）／1日 加算
		8-5	長時間開所加算	平日 「18時半を超える時間」の年間平均時間数×211,000円（2025年度201,000円）
		9-5	長時間開所加算	長期休暇等分 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×95,000円（2025年度91,000円）
		10-5	20人以上	2,072,000円（2025年度2,023,000円）／年額
		11-5	1～19人	1,159,000円（2025年度1,152,000円）／年額
		12-5	特別分（年間開所日数200～249日）	長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （要件に該当する開所日数）×17,000円（2025年度16,000円）／1日 加算
		13-5	長時間開所加算額	平日「18時半を超える時間」の年間平均時間数×211,000円（2025年度201,000円）
夏期休業期間中における放課後児童クラブの開所支援				既存の放課後児童健全育成事業所が小学校の夏期休業期間中に同一市町村域内に所在する本体の事業所外の分室において、一時的に放課後児童健全育成事業を実施する場合に必要な運営費等の補助 799,000円（2025年度747,000円）／年額
放課後子ども環境整備事業	放課後児童クラブ設置促進事業	13,000,000円	「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域力強化プラン）」（平成29年3月31日付け文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長決定）に基づき放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的に提供する放課後等の支援活動（以下「放課後子供教室」という。）と一体的に実施する場合に必要な小学校の余裕教室の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。国1/3、県1/3、市町村1/3	
		12,000,000円	開所準備経費(礼金及び賃借料(開所前月分)。以下本項目において同じ。)を含まない場合	
		12,600,000円	開所準備経費を含む場合	
	放課後児童クラブ環境改善事業	2,000,000円	ア(1) 余裕教室を活用して設置すると共に、放課後子ども教室と一体的に実施する	
		5,000,000円	ア(2) 幼稚園、認定こども園等を活用する場合	
		1,000,000円	イ開所準備経費を含まない場合(アを除く)	
		1,600,000円	ウ開所準備経費を含む場合(アを除く)ただし、年度内に支払われたもののみ	
		600,000円	夏期休業中の分室を実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入等を行う事業並びに開所準備に必要な経費(礼金・賃借料(開所前月分))を支弁する(分室に設置する1支援の単位あたり年額)	
	放課後児童クラブ障害児受入促進事業	1,000,000円	受け入れのために、既存施設を改修するとき	
	倉庫設備整備事業	3,000,000円	余裕教室転用の際に、余裕教室の荷物を置く場所を整備	
放課後児童クラブ支援事業（1支援の当たり年額）	放課後児童クラブ運営支援事業	障害児受入推進事業	障害児1人以上受け入れた場合2,352,000円（2025年度2,232,000円） 専門的知識を有する職員を配置した場合	
		賃借料補助	3,444,000円（2025年度3,374,000円）	
		移転関連費用補助	2,500,000円	
	送迎支援事業	土地借料補助	6,300,000円（2025年度6,100,000円）	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用
			1,225,000円（2025年度1,163,000円）	ア 待機児童が既に100人以上発生している市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合
		613,000円（2025年度581,000円）	イ ア以外の市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合	

学童保育（放課後児童健全育成事業）2026年度補助単価（2026年4月9日現在）				
放課後児童支援員等処遇改善事業（18時半を超えて開所が条件）	常勤職員配置の場合	家庭及び学校等との連絡又は情報交換等業務を主に担当し、さらに地域組織や関係機関等との連携等業務を行う常勤職員を配置した場合、その資金改善に必要な費用を含む当該常勤職員を配置するための追加費用の一部を助成 3,768,000円（2025年度3,333,000円）限度/年額		
	常勤職員又は非常勤職員配置の場合	家庭及び学校等との連絡又は情報交換等業務を主に担当する者を配置した場合、常勤職員又は非常勤職員の処遇改善経費を上乗せするために必要な額を助成 2,181,000円（2025年度1,829,000円）限度/年額		
障害児受入強化推進事業	「障害児受入推進事業」に加えて支給。専門的知識を有した人を配置すること。	障害児を3人以上5人以下受け入れる場合	2,352,000円（2025年度2,232,000円）/年額	事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数+12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする
		障害児を6人以上8人以下受け入れる場合	職員を1人配置 職員を2人以上配置 職員を1人配置 職員を2人以上配置 職員を3人以上配置	
	障害児を9人以上受け入れる場合	職員を2人以上配置 職員を3人以上配置	4,704,000円（2025年度4,464,000円）/年額 7,056,000円（2025年度6,696,000円）/年額	
	医療的ケアが必要な障害児を受け入れる場合	医療的ケアに対応に必要な看護職員等専門職員を配置した場合 看護職員等が送迎支援等を実施	4,061,000円/年額 1,353,000円/年額	
小規模放課後児童クラブ支援事業		19人以下の学童保育の必要経費補助735,000円（2025年度697,000円）/年		
放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業		放課後児童クラブにおける要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその他の保護者）の対応や関係機関との連携の強化等、保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う職員の配置に必要な経費を補助1,486,000円（2025年度1,423,000円）/年額（1事業所当たり）		
放課後児童クラブ育成支援体制強化事業		遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や子どもが学習活動を自主的に進める環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費の補助を行う1,646,000円/年額		
放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業		放課後児童クラブの育成支援の質の向上を図るため、第三者評価の受審に必要な経費の補助を行う 1か所あたり300,000円（1事業所当たり）（ただし、同じ学童保育への次の補助は3年の期間をあげる）		
放課後児童クラブ利用調整支援事業		1市町村当たり4,633,000円（2025年度4,433,000円）/年額	放課後児童クラブを利用できなかった児童等に対する、他の放課後児童クラブや児童館などの利用あっせん等を行うために必要となる費用	
災害時放課後児童クラブ利用料支援事業		1支援の単位280,000円/月額	令和6年能登半島地震により、放課後児童クラブを臨時休業等させた場合等において、市町村が保護者へ減免等する利用料相当額の一部を補助	
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 ※1支援の単位919,000円が上限	放課後児童支援員		対象職員1人当たり 年額131,000円	事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数+12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする
	<新規>経験年数3年以上の放課後児童支援員で、一定の放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善研修を受講した者を配置		対象職員1人当たり 年額198,000円	
	概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置		対象職員1人当たり 年額263,000円	
	経験が10年以上で事業所長的位置にある放課後児童支援員		対象職員1人当たり 年額394,000円	
放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当資金改善）		11,000円×資金改善対象者数（※）×事業実施月数	※「資金改善対象者数」とは、資金改善を行う常勤職員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。当該年度において、資金改善が行われている又は資金改善を行う見込みの職員数により算出すること。ただし、新規採用等により、資金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜資金改善対象者数に反映し、算出すること。なお、補助基準単価には、当該資金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含んでいる。	
ICT化推進事業	①ICT化の推進（連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る費用を補助することにより、放課後児童クラブ等における業務のICT化を推進する。）	500,000円（1支援の単位）		放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費や通訳サービス等の使用に必要な経費を支援することにより、利用環境を整備し、職員の業務負担の軽減を図る。
	②通訳サービス等使用外国人の子育て家庭が事業を円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システム等を導入するための費用を支援する。	150,000円（1支援の単位）		
子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（特別措置分）		地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業	50,000円（1支援の単位）	安定的な事業運営を継続して提供できるような物品の購入等に係る経費に限る
性被害防止対策に係る設備等支援（令和7年度補正予算分）		性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う事業	1,000,000円（1支援の単位）	【補助率】国1/2、都道府県等1/4、事業者1/4
子ども・子育て支援施設整備交付金（創設及び改築）	本體工事費	ただし、通知の第1の1に基づき学校敷地内等において放課後子供教室としての「校内交流型」として一体的に創設又は改築を行う場合。 76,302,000円（2025年度70,846,000千円）	38,151,000円（2025年度35,423,000円）（1支援の単位）	放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等を除く。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PF事業及び既存建物を買収することが建物新築することより効率的であると認められる場合に限る。）
		通知の第1の2に基づき学校敷地外で放課後児童クラブを利用することと地域の子どもが共に過ごし交流する場と一体的に整備する場合 76,302,000円（2025年度70,846,000千円）		
		一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。		
賃借料加算	8,863,000円（2025年度8,229,000円）	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用		
特殊付帯工事費	22,956,000円（2025年度21,315,000円）	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		
解体撤去工事費及び仮施設設置備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 2,025,000円（2025年度1,880,000千円）	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設設置備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費		市町村が社会福祉法人等の行う施設の整備に対して補助を行う場合 ①通知の第1の3に該当しない整備を行う場合 国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3 ②通知の第1の3に基づき待機児童の解消のための整備を行う場合 国 2/3 都道府県 1/6 市町村 1/6 ③通知の第1の4に基づき待機児童の解消のための整備を行う場合 国 5/6 都道府県 1/12 市町村 1/12
	2 改築に際して仮施設設置を準備する場合 3,015,000円（2025年度2,799,000千円）			
	3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設設置を準備する場合は、通知の第2の2により地方厚生（支）局長が必要と認めた額とする。			
子ども・子育て支援施設整備交付金（拡張）	本體工事費	地方厚生（支）局長が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。		放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
賃借料加算	8,863,000円（2025年度8,229,000円）	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用（施設の拡張により必要となる部分に限る。）		
特殊付帯工事費	22,956,000円（2025年21,315,000円）	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		
子ども・子育て支援施設整備交付金（大規模修繕）	本體工事費	通知の第4の3により地方厚生（支）局長が必要と認めた額とする。		放課後児童クラブの大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	特殊付帯工事費			特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
	仮施設設置備工事費			仮施設設置備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
育成支援の内容の質の向上（令和8年度保育関係予算事業集より）	保育士や保育事業者等への巡回支援事業 放課後児童クラブの質の向上（保育対策総合支援事業費補助金）	4,065,000円（2025年度4,064,000円）		「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中での実施 放課後児童クラブにおいて、子どもの安全の確保や、子どもの主体的な活動が尊重される質の高い支援に向けた助言・指導等を行うため、「放課後児童クラブ巡回アドバイザー」による巡回支援を実施。 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2
	保育士・保育所支援センター設置運営事業 放課後児童支援員の人材確保（保育対策総合支援事業費補助金）	1,377千円（2025年度1,325,000円）		「保育士・保育所支援センター事業」及び「保育人材確保支援事業」の中で実施 放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、放課後児童支援員として就労を希望するものに対し、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市区町村において就職相談等の支援を行う 【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
放課後居場所緊急対策事業（保育対策総合支援事業費補助金）		①運営費：1,161,000円（年額） ②環境整備のための設備費等：500,000円（年額）		放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず利用できない児童の受け皿や多様な居場所を確保する観点から、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館・公民館、小学校等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りを行い、放課後のこどもの居場所を提供する事業を実施する。 対象児童：保護者が労働等により居間家庭にいない小学校に就学している児童や特別支援学校の小学部に就学している児童であり、放課後児童クラブを利用できない児童 開所日数等：原則週3日以上、かつ1日2時間以上 実施場所：児童館、公民館、小学校、塾・スポーツクラブなどの既存の社会資源を活用。 対象事業の要件 （1）本事業の対象は、放課後児童クラブの待機児童が10人以上生じている市町村（又は生じる見込みのある市町村）とする。 （2）塾・スポーツクラブなどの習い事をしてこどもが過ごす時間帯は、本事業の補助対象とならない。 （3）他の国庫補助を受ける場合は本事業の対象とならない。 【実施主体】市町村（特別区を含む。）※市町村が認めた者に委託等可 【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
小規模多機能・放課後児童支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）		①運営費：1,161,000円（市町村が独自に実施する子育て支援事業及び乳幼児の預かり事業を実施した場合2,561,000千円） ②放課後児童支援員を配置した場合の加算：905,000円 ③環境整備のための設備費等：2,000,000円		地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を確保するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせ多機能の放課後児童支援を行う事業を実施する。 □保育所、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業など地域子ども・子育て会議が決定する事業と一体的に小規模な放課後児童預かり事業（預かり児童10人程度）を実施する場合に、職員1名分の人件費及び事務諸費等を支援する。 □保育所などの事業と小規模な放課後児童預かり事業については、連携・協力関係のもとに安全を確保できる体制を構築し、児童の相互交流、職員の共同研修、子育て支援に関する情報交換などを定期的実施。 【実施主体】市町村（特別区を含む。）※市町村が認めた者に委託等可 【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3